

第2 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

【お借入条件の変更等のお申込に対する対応状況を適切に把握する為の体制の概要】

- ・お客様からお借入の申出や、お借入の条件変更等のご相談等を受けた場合には、真摯な対応を心掛けるとともに、もれなく記録を行い、進捗の管理を行います。その際には、申出やご相談の内容、経緯、他の金融機関を含めたお借入の状況等をお伺いいたします。
- ・営業店においては、内容を十分検討し、お客様の実情を十分把握した上で、可能な限り対応するよう努め、各営業店の金融円滑化に関する責任者がその検討状況についてもれなく記録されているかを点検し、適切に行われるよう指導を行います。
- ・営業店は、応諾、謝絶及び検討の進捗状況を取りまとめ、定期的に金融円滑化管理部門へ報告を行います。
- ・金融円滑化管理部門は、営業店からの報告を取りまとめるほか、その内容を検証し、営業店に対して指導を行います。また、取りまとめた報告を金融円滑化管理責任者に報告するとともに、円滑化に関する必要な諸施策を提案します。
- ・金融円滑化管理責任者はその報告や諸施策を常勤役員会へ報告・協議を行います。
- ・常勤役員会はその報告・協議の内容を検証し、必要に応じて管理体制の見直し等を金融円滑化管理責任者に指示します。
また、常勤役員会は重要事項については理事会へ報告・付議し最終理事会において検証し、決定します。